

令和2年3月31日

長崎市保健所長 様
佐世保市保健所長 様

長崎県医療政策課長
(公印省略)

外来医療計画に関する事務手続き等について

日頃より、本県の医療行政の推進につきまして、ご協力を賜りお礼申し上げます。
さて、県では、地域で必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定いたしました。

本計画では、地域ごとの外来医療機能の可視化や、地域の外来医療提供体制について協議を行う場（医療圏ごとの地域医療構想調整会議）における協議を通じて、それぞれの地域の実情に応じた外来医療提供体制を充実させていくことを目指しており、具体的には、新規開業者に対して「地域において充実が必要な外来医療機能」を担うことを求めるほか、「医療機器の共同利用の方針」を定め、効率的な医療機器の活用を図ることとしています。

ついては、本計画に関する令和2年度以降の事務手続き等について、下記のとおり定められましたので、お知らせいたします。貴市におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各市町、長崎県医師会、県内医療機関には別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 添付資料

- (別添1) 外来医療計画に関する事務手続き等について
- (別添2) 新規開業に伴う医療機能等に関する確認書
- (別添3) 共同利用に関する計画書
- (別添4) リーフレット「診療所を開業される皆様へ」
- (別添5) リーフレット「外来医療計画における対象医療機器を購入される医療機関の皆様へ」

2 新規開業時における手続等

(1) 新規開業時における手続等

○新規開業者に対して、「新規開業に伴う医療機能等に関する確認書」（以下、「確認書」という。）の提出を求め、確認書により地域で担う医療機能等の確認を行う。

○外来医師多数区域においては、「地域で充実が必要な外来医療機能」を担うことへの合意の状況等について、地域医療構想調整会議へ報告する。

(2) 保健所における手続き等

- ①新規開業に関する相談への対応
- ②確認書の提出の依頼・受取
- ③県医療政策課へ報告

(3) 確認書の提出が必要な医療機関

令和2年4月1日（水）以降に、新規に開業する無床診療所（歯科診療所除く。事業承継・移転・法人化によるものを含む。）

3 医療機器の共同利用に関する手続等

(1) 医療機器の共同利用に関する手続等

○対象医療機器を整備する医療機関に対して、「共同利用に関する計画書」（以下、「計画書」という。）の提出を求め、計画書により共同利用の実施状況について確認を行う。

○共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想調整会議へ報告する。

(2) 対象医療機器

CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

(3) 保健所における手続き等

- ①医療機器の整備に関する相談への対応
- ②計画書の提出の依頼・受取
- ③県医療政策課へ報告

(4) 計画書の提出が必要な医療機関

令和2年4月1日（水）以降に、対象医療機器を購入（リース・レンタル含む）する医療機関（歯科診療所除く。）

4 その他

○上記の手続きについては、別添1「外来医療計画に関する事務手続きについて」をご覧ください。

○届出の際に、確認書又は計画書が添付されていない場合は、県への提出について依頼をお願いします。

○リーフレットについては、提供したデータを随時印刷し使用してください。

○県医療政策課への報告については、別途通知いたします。

○長崎県医療政策課地域医療班 担 当 井手 T E L 095-895-2461
--

令和2年3月31日
長崎県医療政策課

外来医療計画に関する事務手続き等について（保健所用）

1 新規開業時における手続等

（1）目的

- 長崎県では、地域に必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定した。
- 外来医療計画では、県内の8つの医療圏ごとに、地域で不足する外来医療機能について協議を行い、それぞれの地域で充実が必要な外来医療機能を取りまとめ、新規開業者に対して「地域において充実が必要な外来医療機能」を担うことを求めるとし、外来医師多数区域（※）においては、当該医療機能を担うことについての合意状況等について、医療圏ごとに開催する地域医療構想調整会議へ報告を行うこととしている。
- 本計画の実効性を確保するため、外来医師多数区域における地域の方針として取りまとめた「充実が必要な外来医療機能」への取組状況の確認及び、県内の無床診療所の新規開業の実情の把握を行うものである。

（2）内容

- 新規開業者に対して「新規開業に伴う医療機能等に関する確認書」（以下、「確認書」という。）の提出を求め、書面により確認を行う。

（3）対象医療機関

- 開設届を提出する無床診療所（歯科診療所除く、事業承継・移転・法人化等含む）

（外来医師多数区域に限らない理由）

外来医師多数区域に限らず、地域医療構想調整会議において、地域の外来医療提供体制に関する協議を行うことから、その地域の新規開業の実情を把握する必要があるため

（4）確認書の提出先及び方法

- 新規開設届と併せ、所管の保健所へ提出
- ※開設届提出時に確認書が添付されていない場合は、後日保健所又は県医療政策課への提出でも可とする。

(5) 手続き等について

保健所

①新規開業に関する相談への対応

開業する場所が外来医師多数区域であることや、外来医療計画に定める協力を求める外来医療機能について情報提供を行う。

②開設届の提出時を活用し、確認書の受取。添付がない場合は提出依頼。

③開設届受理後、県医療政策課へ報告。

※提出の時期や方法等については、別途通知いたします。

長崎県医療政策課

①調整会議への報告・公表

	調整会議への報告項目	公表の内容
外来医師 多数区域	・新規開業者名 ・開業に関する情報（所在地、 医療機能、診療科 など） ・充実が必要な医療機能を担う ことについての合意状況 など	・新規開業の件数 ・合意状況（合意が得られた診 療所数や機能など。診療所名は 公表しない） ・調整会議における協議内容
それ以外	・新規開業に関する情報（医療 機能、診療科など） ※件数のみ。診療所名は公表し ない ※調整会議では、充実が必要な 医療機能を担わない理由の確 認は行わない	・新規開業に関する情報（医療 機能、診療科など） ※件数のみ。診療所名は公表し ない ・調整会議における協議内容

②外来医療計画、新規開業に伴う医療機能等に関する確認書に関する問合せ等への
対応

6 その他

手続き等については、調整会議の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 医療機器の共同利用に関する手続等

(1) 目的

- 長崎県では、地域に必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定した。
- 効率的な医療提供体制を構築する上で、医療機器についても効率的な活用を進める必要があることから、計画において、県内の8つの医療圏ごとに対象医療機器（※）の共同利用の方針を作成している。
- 医療機関における医療機器の整備（購入等）が、地域の共同利用の方針を踏まえたものか確認を行うため、対象医療機器を購入する医療機関に対して必要事項の確認を行うものである

※対象医療機器

CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

(2) 内容

- 対象医療機器を整備（購入等）する医療機関に対して「共同利用に関する計画書」（以下、「計画書」という。）の提出を求め、書面により共同利用の実施状況について確認を行う。

(3) 提出対象医療機関

- 対象医療機器を整備（購入等）する医療機関
 - ※医療機関：病院、一般診療所（歯科診療所除く）
 - ※移転等に伴う届出で、従前からの変更がない場合は、提出を要しない。

(4) 計画書の提出先及び方法

- エックス線装置等に関する届出書が必要な対象医療機器については、届出書と併せ、所管の保健所へ提出
 - 届出書提出時に計画書が添付されていない場合は、後日保健所又は県医療政策課への提出でも可とする

- 保健所への申請等を伴わないMRIについては、整備（購入等）後、10日以内に県医療政策課へ提出

(5) 手続き等について

保健所

- ①構造設備等の申請が必要な医療機関については、その申請時において計画書の提出について説明
- ②届出書の受理に併せ、計画書を受取。添付がない場合は提出依頼。
- ③届出書受理後、県医療政策課へ報告（随時）
※提出の時期や方法等については、別途通知いたします。

長崎県医療政策課

- ①調整会議への報告・公表
 - 調整会議への報告内容
 - ・対象医療機器の整備状況
 - ・共同利用を行わない場合はその理由
 - 公表の内容
 - ・対象医療機器の整備状況
 - ・調整会議における協議内容
- ②外来医療計画及び医療機器の共同利用に関する問合せ等への対応

(6) その他

手続き等については、調整会議の意見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

診療所を開業される皆様へ

長崎県では、地域に必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定いたしました。

診療所の新規開業を予定されている皆様には、外来医療計画の趣旨をご理解いただき、地域の医療の充実を図るための取組についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 外来医療計画について

外来医療計画では、地域ごとの外来医療機能の可視化や、地域の外来医療提供体制について協議を行う場（圏域ごとの地域医療構想調整会議）における協議を通じて、それぞれの地域の実情に応じた外来医療提供体制を、地域の関係する皆さまの協力により充実させていくことを目指しています。

そのため、計画では、県内の8つの医療圏ごとに地域で不足する外来医療機能について協議を行い、それぞれの地域で充実が必要な外来医療機能として取りまとめ、診療所を開業される方に対して、これらの機能を担っていただくようお願いしております。

（外来医療計画については、長崎県医療政策課のHPに掲載しています。）

■ 地域で充実が必要な外来医療機能

二次医療圏	市町	地域で充実が必要な外来医療機能	外来医師多数区域※
長崎	長崎市、西海市、長与町、時津町	○在宅当番医など初期救急医療提供体制 ○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域
佐世保県北	佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町		—
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町		多数区域
県南	島原市、雲仙市、南島原市		多数区域
五島	五島市		多数区域
上五島	小値賀町、新上五島町	○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	—
壱岐	壱岐市	○在宅当番医など初期救急医療提供体制 ○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域
対馬	対馬市	○訪問診療や往診など在宅医療提供体制 ○学校医、産業医、乳幼児の保健事業など公衆衛生医療提供体制	多数区域

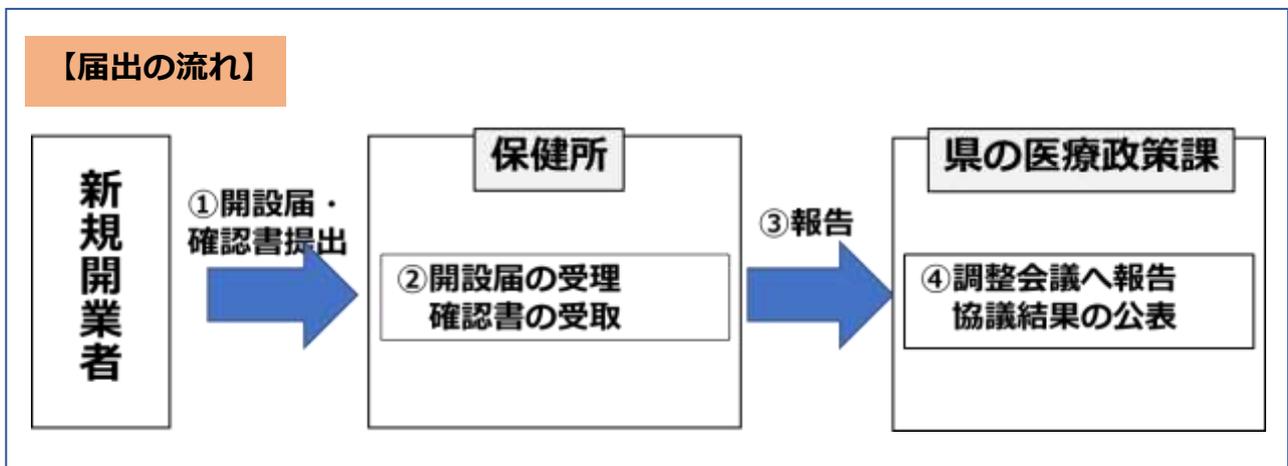
※外来医師多数区域

厚生労働省が示した外来医師偏在指標（地域の医療ニーズや人口構成、医師の性別・年齢分布等により補正を行った人口10万人当たりの診療所医師数）が、全国の二次医療圏の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定しています。

2 診療所の新規開業時の手続きについて

診療所の「開設届」を所管の保健所へ提出される際、「**新規開業に伴う医療機能等に関する確認書**」（以下、「確認書」という。）の提出をお願いします。

- ◆ 上記確認書により、地域で担う医療機能等について確認を行います。
- ◆ 外来医師多数区域においては、新規開業に関する情報のほか、地域の方針として取りまとめた「充実が必要な外来医療機能」を担うことへの合意の状況等について、医療圏ごとの地域医療構想調整会議へ報告します。
- ◆ 外来医師多数区域以外の区域においては、新規開業に関する情報について、医療圏ごとの地域医療構想調整会議へ報告します。
- ◆ なお、外来医療計画に定める「地域で充実が必要な外来医療機能」を担わないことにより、診療所の開設が制限されるものではありません。



※本計画における「新規開業」とは、医療法により「診療所等開設の届出」を行う無床診療所（歯科診療所除く）の開設をさします。

※「新規開業」のうち、次のア、イのいずれかに該当する場合は、開設届出の際にご提出いただく確認書において確認をした上で、医療圏ごとの地域医療構想調整会議への報告を省略することができます。

ア 地域で充実が必要とされた外来医療機能を担っていた診療所が、同じ医療圏内で移転する場合、移転前に担っていた外来医療機能を引き続き行う旨の届出がなされた場合

イ 開設者を変更する前の診療所が地域で必要とされる外来医療機能を担っており、開設者を変更した後も引き続き行う旨の届出がなされた場合

■ 外来医療計画に対するお問い合わせ先 県の医療政策課

TEL:095-895-2461/FAX:095-895-2573/メールアドレス:s040308@pref.nagasaki.lg.jp

■ 新規開業の手続きに対するお問い合わせ先 所管の保健所



長崎県

外来医療計画における対象医療機器を 購入 される医療機関の皆様へ

長崎県では、地域で必要な外来医療提供体制の確保を図るため、令和元年度に「長崎県外来医療計画」を策定いたしました。

外来医療計画に記載する次の対象医療機器を購入 される医療機関につきましては、計画の趣旨をご理解いただき、地域の医療の充実を図るための取組についてご協力いただきますようお願いいたします。
(購入にはリースやレンタルを含みます)

1 医療機器の共同利用について

地域で必要な、質の高い効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても効率的な活用を進める必要があることから、外来医療計画では、対象医療機器【 1】の地域ごとの医療機器の配置状況の可視化を行うとともに、外来医療に関する協議の場を活用し、医療機器の共同利用（画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報とともに紹介する場合を含む）などについて協議を行い、対象医療機器に関する共同利用の方針【 2】を作成しました。（外来医療計画については、長崎県医療政策課のHPに掲載しています。）

【 1】対象医療機器

- ・CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET及びPET CT）
- ・マンモグラフィ
- ・放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

【 2】共同利用の方針

CT, MRI, PET, マンモグラフィ

- 1 関連医療機関間で連携し、医療機器の共同利用を進める
- 2 「あじさいネット」等地域医療支援ネットワークシステムを活用し、情報提供病院が有する画像データ等の情報共有を図る
- 3 医療機関が、共同利用の対象となる医療機器を購入する場合は、原則として「医療機器の共同利用に係る計画」の作成を求める

放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）

- 1 放射線療法については、各医療機関は、がん診療連携拠点病院や県指定がん診療連携推進病院と連携しながら、がん患者の病態に応じた適切な治療を行う
- 2 医療機関が共同利用の対象となる医療機器を購入する場合は、原則として「医療機器の共同利用に係る計画」の作成を求める

2 医療機器の共同利用に関する手続きについて

対象医療機器を購入する医療機関については、所管の保健所への設置等に関する届出の際、「**医療機器の共同利用に係る計画書**」の提出をお願いします。（保健所への届出が必要でない医療機器については、設置後10日以内に県の医療政策課へ提出をお願いします。）

◆ 共同利用を行わない場合は、その理由を協議の場に報告いたします。

外来医療計画に対するお問い合わせ先 県の医療政策課

TEL:095 895 2461 / FAX:095 895 2573 / メールアドレス:s040308@pref.nagasaki.lg.jp

医療機器の設置等の届出に対するお問い合わせ先 所管の保健所

記入日：令和 年 月 日

共同利用に関する計画書

名称	
所在地	
電話番号	担当者名：

1 共同利用対象機器

該当する機器に○を付けてください。

<input type="checkbox"/>	CT（規格：64列以上・16列以上64列未満・16列未満・その他CT）
<input type="checkbox"/>	MRI（規格：3テスラ以上・1.5テスラ以上3テスラ未満・1.5テスラ未満）
<input type="checkbox"/>	PET・PETCT
<input type="checkbox"/>	放射線治療機器（リニアック・ガンマナイフ）
<input type="checkbox"/>	マンモグラフィ

2 計画内容

共同利用	その内容												
行う	・共同利用の内容 該当するものにチェックを入れてください												
	<p>共同利用の相手方となる医療機関による機器使用 【相手方の医療機関】 欄が不足する場合は別紙を添付してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開設者の氏名（法人である場合は名称）</th> <th>開設の場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	開設者の氏名（法人である場合は名称）	開設の場所									
	名称	開設者の氏名（法人である場合は名称）	開設の場所										
<p>自施設以外の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供 【画像情報・画像診断情報提供の方法】 該当するものに○を付けてください。 ネットワーク デジタルデータ（CD、DVD） 紙 その他（具体的に記載： ）</p> <p>その他 （具体的に記載： ）</p>													
・保守、整備等の実施に関する方針													
	<p>医療機器保守点検計画に基づき実施 （保守点検の予定時期、期間、条件など）</p>												
行わない	理由を記載												